

施工体制台帳の 作成のポイント



国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課

【2016. 6版】

施工体制台帳の作成のポイント

1. 施工体制台帳及び施工体系図は、発注者から直接請け負った建設業者が建設工事の下請契約の請負代金の総額が4,000万円（ただし、建築一式工事は6,000万円）以上となった場合には、必ず作成しなければいけません。（以下、対象建設業者を「作成建設業者」という。）

なお、平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約をするときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。（平成27年4月1日より施行）

必要		不要	
元請業者		元請業者	
一次下請 (建設工事の請負契約)	2,000 万円	一次下請 (建設工事の請負契約)	1,000 万円
一次下請 (建設工事の請負契約)	2,500 万円	一次下請 (建設工事の請負契約)	300 万円
測量業者 (測定の委託契約)	50 万円	一次下請 (建設工事の請負契約)	1,500 万円
資材業者 (資材の売買契約)	500 万円	資材業者 (資材の売買契約)	500 万円
警備業者 (警備の請負契約)	100 万円	警備業者 (警備の請負契約)	100 万円
運搬業者 (運搬の請負契約)	100 万円	運搬業者 (運搬の請負契約)	100 万円
4,500 万円 ≥ 4,000 万円		2,800 万円 < 4,000 万円	

2. 元請業者でなくても、自ら下請業者と建設工事の請負契約をした場合は、再下請負通知書を作成・提出しなければなりません（下図B、C、E）。施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請負通知書の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。

図2-1 施工体制台帳の作成範囲

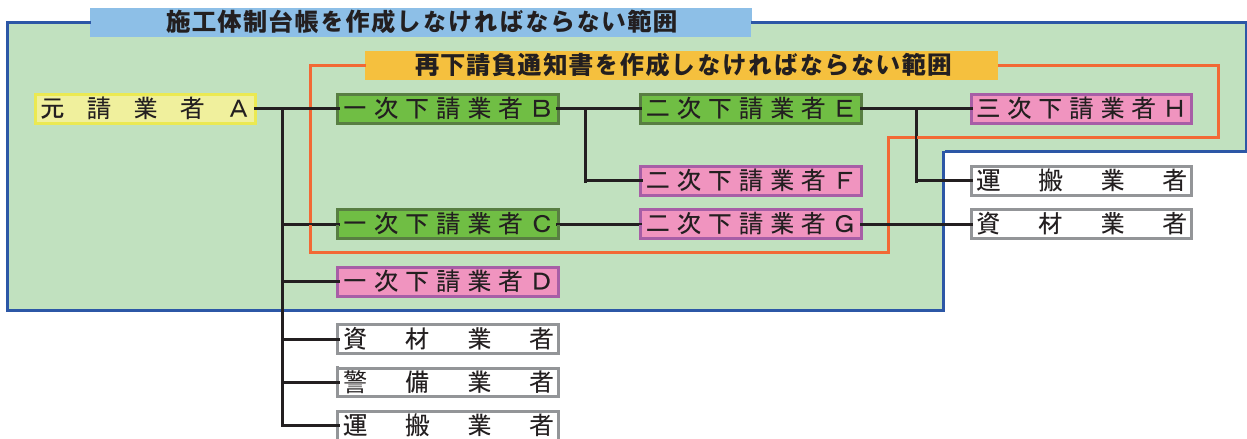
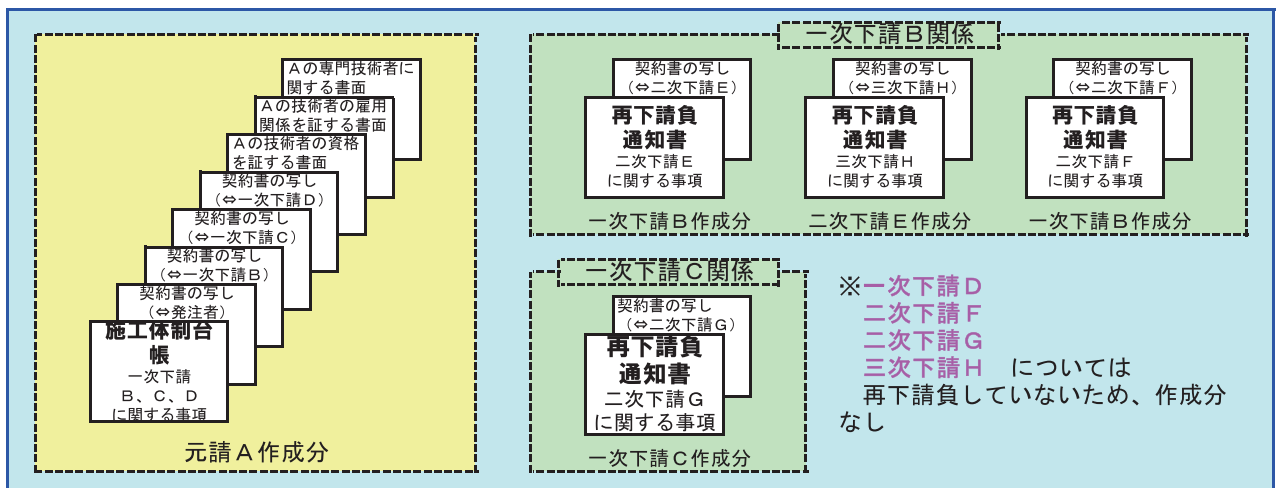


図2-2 施工体制台帳の構成 (重要)



3. 施工体制台帳及び施工体系図の作成等の関係は次のようになります。

	施工体制台帳		施工体系図	
	公共工事	民間工事	公共工事	民間工事
建設業法	作成	作成	作成・揭示 (工事現場の見やすい場所)	作成・揭示 (工事現場の見やすい場所)
入札契約 適正化法	写しを 提出		作成・揭示 (工事現場の工事関係者が見やすい場所 及び公衆の見やすい場所)	

注意：一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記して、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければなりません。

4. 図2-1のとおり、施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負人を指しますので、1次下請だけではなく2次下請、3次下請等も記載の対象となりますが、「建設工事の請負契約」に該当しない資材納入、調査業務や運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要がありません。

ただし、仕様書等により発注者が記載を求めているときには、記載が必要になります。

(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

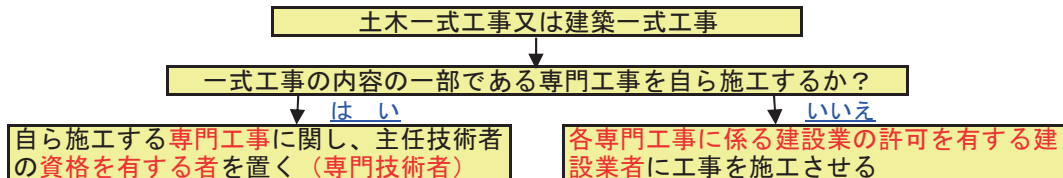
5. 「監督員」、「現場代理人」については、定められていない場合は、記載不要です。

6. 「専門技術者（資格内容、担当工事内容）」については、置いた場合のみ記載することになります。

【専門技術者の設置】

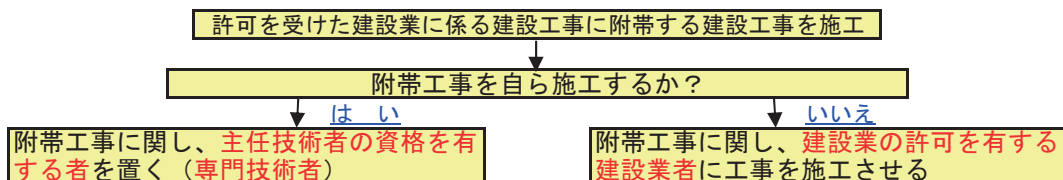
以下のいずれも「はい」の場合に専門技術者を設置することになります。

(1) 一式工事の施工



※ 例 住宅建築工事（建築一式工事）を施工する場合の、その内容の一部である屋根工事、電気工事等（専門工事）を自ら施工する場合には、専門技術者を置く。自ら施工しない場合には、専門工事の許可業者に施工させる（専門技術者は不要）。

(2) 附帯工事の施工



※ 例 建築物の電気配線の改修（電気工事）に伴い、必要が生じた内装仕上工事等（附帯工事）を自ら施工する場合には、専門技術者を置く。自ら施工しない場合には、専門工事の許可業者に施工させる（専門技術者は不要）。

7. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合（請負代金が500万円（建築一式工事は1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事）に満たないもの）は、「建設業の許可」「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は、記載不要です。

施工体制台帳記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事から

施工体制台帳を作成
又は変更した日付

平成27年 4月 9日

施工体制台帳

下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

作成建設業者の商号名称

この工事を担当する事業所名

[会社名] 谷小建設株式会社

作成建設業者が受けている許可を全て記入（業種は略称でも可）

[事業所名] ○○ビル作業所

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土、建、電、管、鋼、ほ、しゅ 工事業	大臣(特定)知事 一般	第99999号
電気通信 工事業	大臣(特定)知事 一般	第99999号	平成25年 1月 10日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

工事名称及び工事内容 ○○ビル新築工事 / 建築一式（地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡）

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

発注者名及び住所 △△商事株式会社
〒000-0000 ○○県○○市○○町1-1

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

工期 自 平成27年 4月 6日 契約日 平成27年 4月 5日
至 平成28年 3月 31日

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

契約	区分	名称	住所
営業所	元請契約	本社	××県××市××町123-4
	下請契約	☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	元請契約	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	下請契約	元請契約	本社	XXXX	XXXXXXXX	XXXX-XXXXX-X	
		下請契約	○○支店	YYYY	YYYYYYYY	YYYY-YYYYY-Y	

発注者が置いた監督員の氏名（*）

発注者の監督員名 注文 太郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名（*）

監督員名 谷小 二郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

現場代理人名 谷小 二郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者について専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者名又は監理技術者名 谷小 二郎 資格内容 一級建築施工管理技士
専任 ○ 非専任

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

専門技術者名 原山 太郎 専門技術者名

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

資格内容 実務経験（10年・管） 資格内容 作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名（*）
担当工事内容 冷暖房設備工事、給排水施設工事 担当工事内容

外国人建設就労者の従事状況(有無) 有 無 外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無

1. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在籍資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 同法別表第一の五の表の上欄の在籍資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳の添付書類

1. 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3. 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面（監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し）
4. 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面（健康保険等の写し）
5. 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

適用されます。

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

《下請負人に関する事項》

会社名	福川工業株式会社	代表者名	福川 吾一
住所	〒000-0000 〇〇県☆市△△町12-34		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事		
工期	自 平成27年 4月 8日 至 平成28年 1月 31日	契約日	平成27年 4月 7日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	電気	工事業	許可番号	大臣(知事) 特定(一般) 第123456号	許可(更新)年月日	平成26年 2月 28日
			工事業	大臣(知事) 特定(一般) 第 号		年 月 日	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入(未加入) 適用除外	加入(未加入) 適用除外	加入(未加入) 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ	雇用保険 ZZZZ-ZZZZZZ-Z

現場代理人名	福川 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	専任/非専任 金山 次郎
資格内容	第二種電気工事士

安全衛生責任者名	福川 四郎
安全衛生推進者名	福川 四郎
雇用管理責任者名	尾島 五郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

下請負人が置いた安全衛生責任者名(*)

下請負人が置いた安全衛生推進者名(*)

下請負人が置いた雇用管理責任者名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

(主任・専門)技術者の資格を具体的に記入例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入例) 一級土木施工管理技士
指導監督の実務経験(電気通信)
国土交通大臣特別認定(建築)

専門技術者の資格を具体的に記入(*)例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていきますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事

〔浪本鉄筋工業（有）（再下請負通知人）が山倉土木（株）（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合〕

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成27年 4月 18日

再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直近上位
注文者名 橋本産業(株)

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人の商号名称

【報告下請負業者】

〒000-0000

住所 ××県××郡××村123

再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称

会社名 浪本鉄筋工業(有)

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

元請名称 谷小建設(株)

代表者名 浪本 太郎

再下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工		
工期	自 平成27年 4月10日 至 平成28年 3月20日	注文者との契約日	平成27年 4月 9日

再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋 工事業	大臣(知事) 特定(一般) 第654321号	平成25年10月5日
工事業	大臣(知事) 特定(一般) 第 号	年 月 日	

請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	健康保険	ZZZZ	厚生年金保険	ZZZZZZZZ	雇用保険	ZZZZ-ZZZZZZ-Z

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(＊)

監督員名	
権限及び意見申出方法	
現場代理人名	松田 一郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり
主任技術者名	専任 松田 一郎 非専任
資格内容	二級土木施工管理技士(土木)

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(＊)

安全衛生責任者名	松田 一郎
安全衛生推進者名	松田 一郎
雇用管理責任者名	浪本 四郎
専門技術者名	再下請負通知人が置いた雇用管理責任者名
資格内容	
担当工事内容	専門技術者が担当する工事の具体的内容(＊)

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

- 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

専門技術者の資格を具体的に記入(＊)
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

再下請負通知書の添付書類
再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

から適用されます。

再下請負人の商号名称

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人が置いた安全衛生（責任・推進）推進者名（*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係

会社名	山倉土木株式会社	代表者名	山倉 華子
住所	〒000-0000 ××県××郡△△町987		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 平成27年4月17日 至 平成28年1月10日	契約日	平成27年4月16日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	とび・土工 工事業		許可番号	大臣 特定 知事 一般 第987654号	許可（更新）年月日	平成26年11月11日
		工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号	第 号	年 月 日	

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ
			雇用保険 ZZZZ-ZZZZZZ-Z

現場代理人名	山倉 三郎	安全衛生責任者名	山倉 三郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	山倉 三郎
主任技術者名	専任 山倉 三郎 非専任	雇用管理責任者名	山倉 華子
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび土工）	専門技術者名	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

（主任・専門（*））技術者の資格を具体的に記入例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

再下請負通知人が置いた安全衛生（責任・推進）者名（*）

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図記載例

工事作業所災害防止

- 作成建設業者の商号名称
- 一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(*)
- 作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名
- 作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(*)
- 作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)
- 作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(*)

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自	27年4月6日
	至	28年3月31日

元請名	谷小建設(株)
監督員名	谷小 二郎
主任技術者又は監理技術者名	谷小 二郎
専門技術者名	原山 太郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(*)

元方安全衛生管理者	古川 五郎
-----------	-------

会長	統括安全衛生責任者
	谷小 二郎

副会長	
	永竹 太郎

下請負人が請負った建設工事の具体的内容

構内電気設備・照明設備工事	会社名	福川工業(株)
	安全衛生責任者	福川 四郎
	主任技術者	金山 次郎
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	27年4月8日~28年1月31日	

コンクリート工・鉄筋工・型枠工等仮設工事	会社名	橋末産業(株)
	安全衛生責任者	武田 四郎
	主任技術者	橋末 次郎
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	27年4月8日~28年3月22日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 注意**
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 - 部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

下請負人の商号名称

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(*)

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)

協議会兼施工体系図

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

照明設備	会社名	山賀電気(有)
	安全衛生責任者	山賀 太郎
	主任技術者	山賀 太郎
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	27年4月12日~28年2月1日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

型枠工	会社名	浪本鉄筋工業(有)
	安全衛生責任者	松田 一郎
	主任技術者	松田 一郎
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	27年4月10日~28年3月20日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	山倉土木(株)
	安全衛生責任者	山倉 三郎
	主任技術者	山倉 三郎
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	27年4月17日~28年1月10日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

型枠工	会社名	木村工務店(株)
	安全衛生責任者	木村 賢悟
	主任技術者	木村 賢悟
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	27年4月10日~27年7月10日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

鉄筋の揚設置時の重量物搬配置	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
	工期	年 月 日~ 年 月 日

工事現場での確認事項

現場で働く作業員情報の管理のための作業員名簿

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな 氏名	職種	最近の健康診断日	特殊健康診断日	健康保険※1	教育・ 雇入・職長 特別教育	入場年月日
			血圧 血液型	種類	年金保険※2		雇用保険※3
1				年 月 日			
2				年 月 日			
3				年 月 日			

- ※1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4桁（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- ※2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- ※3 右欄に被保険者番号の下4桁を記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○社会保険関係について別葉とする例

元請確認欄

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな 氏名	社会保険		
		健康保険※1	年金保険※2	雇用保険※3
1				
2				
3				

外国人建設就労者現場入場届出書

施工体制台帳作成対象工事について、外国人建設就労者を雇用する下請業者においては、現場に外国人建設就労者を新規入場させる場合に、下記の作成例を参考とした外国人建設就労者建設現場入場届出書を作成し、元請業者に提出しなければなりません。(平成27年4月1日より施行)

<外国人建設就労者現場入場届出書の作成例>

外国人建設就労者建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

平成 年 月 日
(受入建設企業の名称)
(責任者の職・氏名)

外国人建設就労者の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者 1	外国人建設就労者 2	外国人建設就労者 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留期間満了日			

3 受入建設企業・適正監理計画に関する事項

適正監理計画認定番号	
受入建設企業の所在地	
元請企業との関係 (直近上位の企業名その他)	
責任者	役職 氏名
管理指導員	役職 氏名
就労場所	
従事させる業務の内容	
従事させる期間(計画期間)	

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 適正監理計画認定証
- 2 パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード又は外国人登録証明書
- 4 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)

建設工事現場における建設業法で定める標識の掲示

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
	35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への周知義務



掲示

元請業者の義務

- 現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示



書面通知

すべての業者の義務

- 下請に工事を発注する際、以下を書面で通知
 - ・元請業者の名称
 - ・再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

技術者制度のポイント

名義借り、短期雇用はダメ！

主任技術者又は監理技術者は、その所属する建設業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係**を有している必要があります。

こんな技術者の配置はダメ！

次のようなケースは、主任技術者又は監理技術者を適正に配置したとは認められないこととなります。

イ 資格要件を満たしていない場合

ロ 直接的な雇用関係を有していない場合（いわゆる在籍出向や派遣など）

ハ 恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）

全ての工事に主任技術者又は監理技術者を置く必要あり！

建設業者（建設業の許可を受けている者）は、監理技術者を置かなければならない場合を除いて、**どんな軽微な建設工事でも主任技術者を配置する必要があります（元請、下請に関わらず適用されます）。**

現場専任ってどういうこと？

専任の主任技術者又は監理技術者となった場合は、その専任を要する期間内は、**他の建設工事の施工に携わることができません（専任義務）**。他の建設工事の主任技術者若しくは監理技術者（専任を要するか否かを問わない）となることはもちろん、専門技術者となることもできません（専任義務違反）。ただし、例外として、専任の主任技術者は、専任しているその建設工事と密接な関係があり、同一の場所又は近接した場所で施工される他の建設工事の主任技術者となることが認められる場合があります。

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、 電気、管、鋼構造物、舗装、造園			その他(左以外の22業種) 大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体 ^{*1}		
		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計		4,000万円 ^{*2} 以上	4,000万円 ^{*2} 未満	4,000万円 ^{*2} 以上は契約でき ない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円以上 は契約できない
工事現場の 技術者制度	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 ^{*3} であって、請負金額が3,500万円 ^{*4} 以上となる工事					
	監理技術者 資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし	

*1: 解体工事業については、平成28年6月1日から適用

*2: 建築一式工事の場合6,000万円

*3: ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条）

*4: 建築一式工事の場合7,000万円

一括下請負の禁止のポイント

一括下請負ってどういうこと？

一括下請負とは、

- イ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- ロ 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工
作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

であって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものが該当します。

下請間でも一括下請負になるの？

一括下請負は発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請工事だけでなく、あらゆる下請工事で禁止されています。

【発注者】 → 【元請負人】 → 【一次下請】 → 【二次下請】 → 【三次下請】

この下請契約はすべて一括下請負禁止が問われる可能性があります！

下請として仕事をちゃんとやっても処分されるの？

一括下請負は、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく、請負人（下請）も監督処分（営業停止等）の対象となります。

建設工事を一括して他人に
請け負わせてはいけません。

元 請

下請契約

建設工事を一括して請
け負ってはいけません。

下 請

親会社と子会社ならいいの？

だめです。親会社から子会社への下請工事であっても、一括下請負となり得ます。

複数の下請を使っていれば大丈夫なの？

下請が複数であっても、一括下請負となり得ます。

一括下請負したらどうなるの？

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から一括下請負分の工事に係る金額を除外することとしています。

建設工事の業種区分

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省 告示第350号 最終改正平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	建設工事の例示 平成13年国総建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ※1 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ※1 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省 告示第350号 最終改正平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	建設工事の例示 平成13年国総建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
16	ガラス工事	ガラス	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設	し尿処理施設工事、ごみ処理施設工事
29	解体工事 ※2	解体 ※2	工作物の解体工事 ※2

※1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月1日から適用。

※2 解体工事業については、平成28年6月1日から適用。

(注) 29の建設工事(※2)の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事(※2)とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可です。

建設業法上の用語のポイント

1. 建設業とは、建設工事（29業種（※））の完成を請け負う営業をいいます。

29業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体（※）

2. 軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者については、建設業の許可を必要としていないため、建設業法上は、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

○建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

○その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

3. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義されています。

通称	発注者（施主）	⇔	元請業者	⇔	一次下請	⇔	二次下請	⇔	三次下請
建設業法上	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人

4. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事（29業種（※））の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

5. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。

※ 解体工事業については、平成28年6月1日から適用

お問い合わせ先／国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331

建政部HP：<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>

